

## 医薬品の使用について

### ◇後発医薬品使用体制について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。当院では、医薬品の供給不足が生じた場合、処方の変更や治療計画等の見直しを行うなど、適切に対応する体制を整えています。状況によっては、投与する薬剤が変更となる可能性がありますので、その際には十分に説明させていただきます。ご不明な点やご心配なことがございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

### ◇バイオ後続品使用体制について

当院では、厚生労働省の方針に従いバイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用しています。バイオ後続品は先行バイオ医薬品と品質がほとんど同じで、同じ効果と安全性が確認された薬剤です。バイオ後続品を使用することによって、患者さんの薬にかかる経済的負担が軽くなります。当院ではバイオ後続品を使用することがありますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

### ◇長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

令和6年10月から医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合は、選定療養費として自己負担が発生します。この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額4分の1相当を特別の料金（選定療養費）として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合は、特別の料金（選定療養費）はかかりません。

#### 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



#### 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



#### 制度の詳細について

QRコードから厚生労働省  
ホームページの関連ページ  
にアクセスできます。